


松山市農業経営基盤の
強化の促進に関する
基本的な構想

令和3年10月 松山市



第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 松山市農業の現状と振興方針

松山市（以下「市」という。）は、愛媛県のほぼ中央部にあたる松山平野の中ほどに位置し、東北部の山地丘陵地域や、西南部の平坦地域、瀬戸内海に面した沿岸地域、島しょ部に至るまで、比較的温暖な瀬戸内型気候のもと果樹、水稲を基幹として多種多様な農産物が生産されている。

特に、沿岸地域や島しょ部は、かんきつ類を主体とした果樹地帯となっており、中でも本市特産のいよかんの生産規模は、全国一を誇っている。また、平坦地域の水田地帯では、稲作に加え、野菜、花き等の施設栽培も盛んになっている。

今後、果樹地帯においては、品種特性を生かした高品質果実の生産を進めるとともに、新品種の導入や、かんきつ類と落葉果樹、施設園芸を組み合わせた経営により、果樹産地としての再構築を図る。水田地帯では、需要に応じた米の計画的な生産と水田を有効活用した麦・大豆等の生産拡大を図るとともに、施設園芸等を組み合わせた高収益型の複合経営を導入して産地化を図ることとする。

また、農業生産振興の基盤となる優良農地については、松山農業振興地域整備計画に即し、その確保に努めるものとする。

さらに、本市農業の持続的な発展に不可欠な新規就農青年等を、地域農業の担い手としてだけでなく、地域社会の担い手として、その確保育成を強力に推進する。

2. 農業構造の実態

本市は、地方中核都市として大きく発展しており、他産業への就業機会も豊富なことから兼業化が著しく、加えて農業従事者の高齢化、後継者不足等が急速に進行し、農業の担い手不足が深刻化している。

こうした状況下で、市街化区域では農地の資産的保有傾向が強まっているものの、郊外の水田地帯では、組織経営体の立ち上げや農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）の参入により、担い手への農地の集積が進んでいる。

一方で、担い手不足により遊休農地が増加するこ

とで、鳥獣被害の増加や営農環境の悪化が進み、農業者の営農意欲の減退により、担い手不足に拍車がかかるという悪循環が生じている。

3. 農業経営基盤強化の方向

（1）構造再編の方向

市は、このような地域の農業構造の現状を踏まえ、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営指標は、市及び周辺市町において、現に成立している優良な事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたりおおむね400万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたりおおむね2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

次に新規就農青年等の確保育成にあたっては、「第6次松山市総合計画」に基づき、令和4年度までに累計で210名の新規就農者を確保するとともに、さらなる上積みを図ることを目標とし、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、支援の対象とする。

また、自らが農業経営を開始しようとする新規就農青年等の経営が、おおむね軌道に乗る時点（就農後5年目）で、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者のおおむね8割の経営規模と年間農業所得（250万円）の水準を確保することを目標に定め、積極的にその支援を行うとともに、農業法人等に就農しようとする青年等も確保育成すべき担い手と位置付け支援の対象とする。

（2）構造再編の方法

市は、集落における話合いと農業者または農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、次の諸事項について具体的な活動を行うものとする。

① 農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号、以下「法」という。）第 4 条第 3 項に規定する農業経営基盤強化促進事業をいう。以下同じ。）、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号、以下「農地バンク法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）が行う農地中間管理事業（農地バンク法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）及び特例事業（法第 7 条各号に掲げる事業をいう。以下同じ。）

（以下農地中間管理事業及び特例事業を総称して「農地中間管理事業等」という。）を積極的に活用し、土地利用型農業をはじめとした担い手の経営規模拡大を図る。

② 遊休農地等利用度の低い農用地の解消に向けて、有効利用の取組を推進する。

③ 農業機械・施設の共同利用及び農作物の団地化により農作業の効率化を促進する。

④ 消費者・実需者の多様なニーズに対応するため、生産・加工・流通の一体化等農業の 6 次産業化に向けた取組を推進する。

⑤ 生産組織を経営発展母体として実質的な作業単位の拡大を促進し、集落営農組織や法人形態への誘導を図る。

⑥ 女性農業者を重要な担い手として位置付け、法第 12 条第 1 項の農業経営改善計画の認定申請時の共同申請の推進や、集落における話合いに女性の参加を呼びかける等、女性農業者の経営参画を促進する。

⑦ 健全な農村コミュニティ形成のため、担い手と小規模農業者や土地持ち非農家との役割分担と連携協力を明確にする。

⑧ 法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）を農業経営体の望ましい姿として位置づけ、松山市農業委員会（以下「市農業委員会」という。）の支援による農用地の利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に対し重点的に実施する。

⑨ 新規就農青年等の確保育成にあたっては、就農候補者の募集から研修、就農、定着、経営改善に至る各段階に応じた、きめ細やかな施策を展開すること

とし、以下の取組を促進する。

ア. 意欲ある青年農業者等を一人でも多く確保し、地域への定着を促進するため、農村青年のみでなく、農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、就農の各段階に応じた指導助言を行う。

イ. 青年等が進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。

⑩ ①から⑨の活動の実施にあたっては、すでに地域で効率的かつ安定的な農業経営を営む者に必要な配慮を行う。



「地方中核都市として大きく発展した松山市」

淡路ヶ峠上空付近から松山市内、松山市

CC BY 4.0 (<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>)

第1に掲げる目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

目標営農類型一覧表

－詳細は後掲の目標営農類型基本的指標に記載のとおり－

経営体	営農類型	経営規模
個別経営体	①普通うんしゅう+いよかん +不知火+カラマンダリン	2.2ha
	②いよかん+不知火+せとか	1.8ha
	③いよかん+施設愛媛果試第 28号+不知火+せとか	1.8ha
	④いよかん+施設愛媛果試第 28号+キウイフルーツ	1.6ha
	⑤ぶどう+花木	1.0ha
	⑥いよかん+せとか+カラマ ンダリン+たまねぎ	2.0ha
	⑦水稲+麦+水稲作業受託	7.0ha
	⑧水稲+麦+キャベツ	6.0ha
	⑨水稲+水稲作業受託+夏秋 きゅうり	7.5ha
	⑩水稲+施設高設いちご	3.8ha
	⑪水稲+施設トマト	3.35ha
	⑫施設花壇苗	0.4ha
	⑬酪農	経産牛36頭 育成牛21頭 飼料作物12.0ha
組織経営体	⑭水稲+麦+キャベツ+水稲 作業受託	20.0ha

目標営農類型基本的指標

1. 類型の設定

本市の各地域における振興作目等を中心とした主要な営農類型を設定した。

2. 規模の設定

10年後に実現の可能性のある、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得と他産業従事者に均衡する年間総労働時間を達成できるような、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として感じられる水準とした。

3. 労働力

個別経営体については、主たる農業従事者1人を
含む1経営体当たり2から3人(世帯主1人、配偶者、
後継者又は両親等1から2人)を、組織経営体につ
いては、経営規模に応じて主たる農業従事者おおむね
4人とし、不足分は雇用で対応することとした。

補助従事者については、主たる農業従事者とおお
むね同じの労働時間として位置付けた。

4. 農地条件

水田については、原則として基盤整備された汎用
化水田とし、効率的農作業が行える程度の連担水田
とした。

樹園地については、基本的な農道が整備されてい
る緩傾斜園で、園内作業道は、基幹のみ整備されてい
る樹園地とし、効率的農作業が行える程度にまとま
った樹園地とした。

5. 栽培技術

現在の技術を基本に将来定着可能な技術水準とし
た。

6. 価格

最近の需要動向を勘案して設定した。

7. 使用単価等

- (1) 農地借入単価：おおむね10a当たり11,000円
- (2) 補助従事者単価：おおむね1人、1時間当たり
900円
- (3) 雇用賃金単価：おおむね1人、1時間当たり
900円

【個別経営体】

営農類型	①普通うんしゅう+いよかん+不知火+カラマンダリン
経営規模	〈経営面積〉2.2ha 〈作付面積〉普通うんしゅう0.5ha、いよかん1.2ha、不知火0.3ha、カラマンダリン0.2ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、貯蔵庫（300㎡）、貯水槽（50m ³ ）、多目的スプリンクラー（220a）、農業用モノレール（400m） 〈主要農機具〉 モノレール運搬機（4台）、普通トラック、コンテナ（6,600個）、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・摘果は摘果剤使用 ・うんしゅうみかんはマルチ栽培及び完熟栽培を併用
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	②いよかん+不知火+せとか
経営規模	〈経営面積〉1.8ha 〈作付面積〉いよかん1.2ha、不知火0.3ha、せとか0.3ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、貯蔵庫（300㎡）、貯水槽（50m ³ ）、多目的スプリンクラー（200a）、農業用モノレール（400m） 〈主要農機具〉 モノレール運搬機（4台）、普通トラック、コンテナ（6,600個）、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	③いよかん+施設愛媛果試第28号+不知火+せとか
経営規模	〈経営面積〉1.8ha 〈作付面積〉いよかん1.0ha、施設愛媛果試第28号0.2ha、不知火0.3ha、せとか0.3ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、貯蔵庫（300㎡）、ハウス施設（20a）、貯水槽（50m ³ ）、多目的スプリンクラー（180a）、農業用モノレール（400m） 〈主要農機具〉 モノレール運搬機（4台）、普通トラック、コンテナ（6,600個）、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	④いよかん+施設愛媛果試第28号+キウイフルーツ
経営規模	〈経営面積〉1.6ha 〈作付面積〉いよかん1.2ha、施設愛媛果試第28号0.2ha、キウイフルーツ0.2ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、貯蔵庫（300㎡）、ハウス施設（20a）、貯水槽（50m ³ ）、多目的スプリンクラー（160a）、農業用モノレール（400m）、キウイフルーツ棚（20a） 〈主要農機具〉 モノレール運搬機（4台）、普通トラック、コンテナ（6,600個）、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・キウイフルーツは平棚栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑤ぶどう＋花木
経営規模	〈経営面積〉1.0ha 〈作付面積〉雨よけぶどう0.3ha、簡易雨よけぶどう0.5ha、花木0.2ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、貯水槽（50m ³ ）、ぶどう棚（80a）、雨よけ施設（30a） 〈主要農機具〉 管理機、普通トラック、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・ぶどうは平棚栽培、無核化処理
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑦水稲＋麦＋水稲作業受託
経営規模	〈経営面積〉7.0ha 〈作付面積〉水稲7.0ha、裸麦7.0ha 〈作業受託面積〉4.0ha（田植え2.0ha、収穫2.0ha）
労働力	主たる従事者1人、補助従事者1人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡） 〈主要農機具〉 トラクター（30馬力）、田植機（個条施肥機付き乗用6条）、コンバイン（乗用3条）、普通トラック、ロータリーハロー、鎮圧ローラー、ライムソーア 〈技術等〉 ・水稲は高速施肥田植機使用 ・水稲は稚苗移植疎植栽培 ・裸麦はドリル播栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑥いよかん＋せとか＋カラマンダリン＋たまねぎ
経営規模	〈経営面積〉2.0ha 〈作付面積〉いよかん0.7ha、せとか0.3ha、カラマンダリン0.3ha、たまねぎ0.7ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、貯蔵庫（150㎡）、貯水槽（50m ³ ）、多目的スプリンクラー（130a）、農業用モノレール（400m） 〈主要農機具〉 モノレール運搬機（2台）、普通トラック、コンテナ（3,000個）、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑧水稲＋麦＋キャベツ
経営規模	〈経営面積〉6.0ha 〈作付面積〉水稲6.0ha、裸麦3.0ha、キャベツ1.5ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡） 〈主要農機具〉 トラクター（30馬力）、田植機（個条施肥機付き乗用6条）、コンバイン（乗用3条）、普通トラック、ロータリーハロー、鎮圧ローラー、ライムソーア、移植機、収穫機、マルチャー、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・水稲は高速施肥田植機使用
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑨水稲＋水稲作業受託＋夏秋きゅうり
経営規模	〈経営面積〉7.5ha 〈作付面積〉水稲3.0ha、夏秋きゅうり0.5ha 〈作業受託面積〉4.0ha（田植え2.0ha、収穫2.0ha）
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、きゅうり支柱（50a） 〈主要農機具〉 トラクター（30馬力）、田植機（個条施肥機付き乗用6条）、コンバイン（乗用3条）、普通トラック、糶摺り機、乾燥機、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・夏秋きゅうりは共同選果場利用
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑩水稲＋施設トマト
経営規模	〈経営面積〉3.35ha 〈作付面積〉水稲3.0ha、施設トマト0.35ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、ハウス施設（500㎡×7棟） 〈主要農機具〉 温風暖房器（7台）、トラクター（25馬力）、田植機（乗用5条）、コンバイン（乗用3条）、普通トラック、動力噴霧器（6馬力） 〈技術等〉 ・トマトは環境保全型農業に取り組む
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑩水稲＋施設高設いちご
経営規模	〈経営面積〉3.8ha 〈作付面積〉水稲3.5ha、施設高設いちご0.3ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫（100㎡）、ハウス施設（500㎡×6棟）、簡易高設栽培装置（一式） 〈主要農機具〉 温風暖房器（6台）、トラクター（25馬力）、田植機（乗用5条）、コンバイン（乗用3条）、普通トラック、動力噴霧器（6馬力）
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑩施設花壇苗
経営規模	〈経営面積〉0.4ha 〈作付面積〉花壇苗0.4ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者2人
生産方式	〈主要施設〉 作業場（40㎡）、ハウス施設（500㎡×8棟）、播種プラント、ベンチ、重油タンク 〈主要農機具〉 温風暖房器（8台）、普通トラック（幌付き）、用土混合機、ポットティングマシン、フロントローダ、動力噴霧器（5馬力） 〈技術等〉 ・バンジー、ピオラ等の苗物生産
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・パート雇用者の確保による過重労働の防止

【個別経営体】

営農類型	⑬酪農
経営規模	〈飼養頭数〉経産牛36頭、育成牛21頭 〈自給飼料〉飼料作物12.0ha、トウモロコシ4.0ha、イタリアン2.0ha、スーダン6.0ha
労働力	主たる従事者1人、補助従事者1人
生産方式	〈主要施設〉 搾乳牛舎(437㎡)、育成牛舎D型ハウス(200㎡)、堆肥舎(180㎡)、尿溜、飼料タンク(5t用)、バンカーサイロ(30㎡) 〈主要農機具〉 パイプラインミルクカー、バルククーラー(1,500リットル)、バークリーナー 〈共同所有〉 トラクター(45馬力)、トラック(2台)、ディスクハロー、ロールペーラー、マニュアルスプレッダー、ブロードキャスター 〈技術等〉 ・バークリーナー、パイプライン利用 ・5戸で飼料作物生産組合を組織し、機械を共同利用
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・耕畜連携による飼料作物生産・調整コントラクター組織等
農業従事の態様等	・ヘルパーの活用による定期的な休日、休暇の確保

【組織経営体】

営農類型	⑭水稲+麦+キャベツ+水稲作業受託
経営規模	〈経営面積〉20.0ha 〈作付面積〉水稲20.0ha、麦17.0ha、キャベツ3.0ha 〈作業受託面積〉30.0ha(田植え15.0ha、収穫15.0ha)
労働力	主たる従事者4人、補助従事者4人
生産方式	〈主要施設〉 農業用倉庫(100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター(50馬力、2台)、田植機(個条施肥機付き乗用6条、2台)、コンバイン(乗用4条、2台)、普通トラック(2t)、ロータリーハロー、鎮圧ローラー、ライムソー、動力噴霧器(6馬力)、移植機、収穫機 〈技術等〉 ・水稲は高速施肥田植機使用
経営管理の方法	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。
農業従事の態様等	・従業員全員の社会保険への加入 ・労働環境の快適化を進めるため農作業環境の改善を図る



「郊外に残る水田地帯」

葉佐池古墳周辺、松山市

CC BY 4.0 (<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>)

第2 の2

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に掲げる目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2の効率的かつ安定的な農業経営の指標のおおむね8割とする。



「島しょ部の移住拠点」

ハイムインゼルごごしま、松山市

CC BY 4.0 (<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>)

第3

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関 する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
40%	「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

基幹的農作業：水稲については、耕起・代かき・田植え・収穫、かんきつ栽培についてはせん定・摘果・収穫、その他の作目については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業。

○効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2. その他農用地の利用関係の改善に関する事項

第1の3の(2)に掲げる構造再編の方法により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を達成する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、「愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」の第5「農業経営強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を踏まえて、農業経営基盤強化促進事業を行う。

市は、農業経営基盤強化促進事業の実施に当たり、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農用地の農業上の計画的かつ効率的な利用を積極的に進めること、並びに都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条に規定する市街化区域内（市街化調整区域等の市街化区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農地の存する区域を除く。）では、農業経営基盤強化促進事業を行わないことを原則とし、他の土地利用との調整に配慮しつつ実施する。

また、市は、人・農地プラン（農地バンク法第26条の規定に基づき市が公表するもの。）への認定農業者をはじめとする多様な経営体等の積極的な位置付けを進め、その内容を尊重するとともに、農地の貸借にあっては農地中間管理事業の活用を軸としつつ、愛媛県、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、法第23条第1項の認定に係る農用地利用規定で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体（以下、「農用地利用改善団体」という。）、その他の関係団体と相互に連携を図った上で、農業経営基盤強化促進事業が適切に活用されるよう配慮するものとする。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

（1）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後に次に掲げる要件のすべて（農地所有適格法人および法第18条第2項第6号に規定する者にあつてはアに掲げる要件）を備えることとなること。ただし、農地中間管理機構が農地中間管理事業または法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第10条第2

項に規定する事業（以下「農業経営受託事業」という。）を行う農業協同組合または農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、農協法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合または農業協同組合連合会が利用権の設定または移転を受けるとき、農地所有適格法人の組合員、社員または株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が当該農地所有適格法人に利用権の設定等を受ける土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合、その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「施行令」という。）に定める場合にあつてはこの限りでない。

ア. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ウ. その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

エ. 所有権の移転を受ける場合は、アからウに掲げる要件のほか、所有権の移転後の経営面積（所有権の移転を受ける土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその常時従事者である構成員に属する世帯の数で除した面積。養豚経営、養鶏経営、肉用牛肥育経営、又は酪農経営に供される場合にあつては飼養規模。）が、当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農業者の平均の経営面積（以下「基準面積」という。）に達していること。ただし、借入者が当該借入地につき所有権の移転を受ける場合、農用地等の集団化を図るために必要な場合、近い将来に農業後継者が確保できることとなる場合、農用地等を交換する場合にあつて、その一方の当事者の経営面積が基準面積に達していないものの、他方の当事者の経営面積が基準面積に達している、若しくはその交換の結果達していることとなる場合、又は所有権の移転を受ける者が新規就農者である場合等、基準面積によることが相当でない場合はこの限りでない。

② 利用権の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

イ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち1人以上の者がその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められること。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法並びに所有権の移転の時期は、下記のとおりとする。

① 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定（又は移転）を受ける場合

存続期間（又は残存期間）

1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。

2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。

3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

借賃の算定基準

1. 農地については、農地法第52条の規定により、農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。

2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。

3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。

4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。

借賃の支払方法

1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。

2. 1の支払いは、貸賃人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は貸賃人の住所に持参して支払うものとする。

3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

有益費の償還

1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。

2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

② 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定（又は移転）を受ける場合

存続期間（又は残存期間）

①に同じ。

借賃の算定基準

1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。
2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。
3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、①の借賃の算定基準の3に同じ。

借賃の支払方法

①に同じ。

有益費の償還

①に同じ。

- ③ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

存続期間（又は残存期間）

①に同じ。

借賃の算定基準

1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。
2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

借賃の支払方法

①に同じ。この場合において「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。

有益費の償還

①に同じ。

- ④ 所有権の移転を受ける場合

対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代るべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。

対価の支払い方法

原則として農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより支払うものとする。

所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地

利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（施行令第6条第2号の地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進める。
 - ア. 開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可基準上許可し得るものであること。
 - ウ. 農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農振法に基づく開発行為の許可基準上許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）申出及び要請

- ① 市農業委員会は、法第15条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事

業の実施が必要であると認めるときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請するものとする。

② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「土地改良法」という。)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式(農用地利用改善団体にあっては基本要綱様式第8号)により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出るときは、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 市は、(5)の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。

② 市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行う者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けようとする者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等

をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の②に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。)及びその支払(持分又は株式の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の②に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア. その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ. その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法施行規則(昭和27年農林水産省令第79号)第60条の2で定めるところにより、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況に

ついて市農業委員会に報告しなければならない旨
ウ. その者が、撤退した場合の混乱を防止するための
次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う
者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決
め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金
支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための
取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況(ただし、農業
経営を目的としない農地中間管理機構が利用権の設
定等を受ける場合はこの限りでない。)

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、
(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定す
る者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作
権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の
使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての
同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(そ
の存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定
又は移転をする場合における当該土地について所有
権を有する者の同意については、当該土地について
2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得る
ことで足りるものとする。

なお、(5)の①の規定により市農業委員会が市に
農用地利用集積計画を定めるべきことを要請する
ときは、市農業委員会がこれらの同意を得るもの
とする。

(9) 公告

市は、市農業委員会の決定を経て農用地利用集積
計画を定めたとき又は(5)の①の規定による市農業
委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画
を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計
画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を
市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公
告に係る農用地利用集積計画の定めるところによっ
て利用権が設定され(若しくは移転し)、又は所有権
が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定
等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を
効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権
の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用
権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じた
ときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方
の申出に基づき、市農業委員会の協力を得てその円
満な解決に努める。

(13) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良 区等の関係機関との連携の考え方

市は、利用権設定等促進事業の実施にあたり、農業
経営の規模拡大の助長という観点から、農地中間管
理機構との密接な連携の下に事業を実施すること
とし、農地中間管理機構の事業又は業務が積極的に活
用されるよう配慮するとともに、利用権の設定等を
希望する農地所有者又は利用権の設定を受けること
を希望する者に対しては、極力、農地中間管理事業
等を活用することを促すものとする。また、農業経営受
託事業を行う農業協同組合、農地中間管理機構が利
用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構が利用
権の設定等を行う場合には、それぞれの者が当該事
業又は業務の実施に関して定めるところにより行わ
れることに留意するものとする。あわせて、市は土地
改良区の地区内その他土地改良事業(土地改良法第
2条第2項各号に掲げる土地改良事業をいう。以下
同じ。)が実施されている地域内の土地を含めて農用
地利用集積計画を作成しようとする場合には、当該
土地改良事業等との調整に努めるものとする。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当する
ときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集

積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の②に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア. その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ. その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア. (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の②に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分(7)の⑦を除く。)を市の掲示板への掲示により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な

利用の確保に努めるものとする。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、農事組合法人その他の団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1から数集落)とするものとする。

ただし、上記によりがたい場合は、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来さない限り、集落の一部を除外した区域とすることを妨げないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべて

の事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① 農協法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体（施行令第9条に定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）であって、(2)に規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ当該地区内の農用地につき法第18条第3項第4号の権利を有する者の3分の2以上が構成員となっているものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容がこの構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む

法人となることが確実であると見込まれることその他施行令第9条に定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次の要件に該当するときでなければ、(5)の①の認定をしない。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②に掲げる事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の特例

① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域（農用地区域内に限る。）を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨

を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ. 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ. 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 市は、①に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があったときは、その旨を市の掲示板への掲示により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から二週間縦覧する。

④ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次の要件に該当するときでなければ、(5)の①の認定をしない。

ア. 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき法第18条第3項第4号の権利を有する者の3分の2以上の同意が得られていること。

イ. 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき法第18条第3項第4号の権利を有する者から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

⑤ 市は、①に規定する事項が定められている農用地利用規程に係る④の認定を受けた団体に対し、農用地利用改善事業の実施状況に関し必要な報告をさせることができる。

(8) 農用地利用規定の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、市の認定を受けなければならない。ただし特定農業団体が農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。)第21条の5で定められた特定農業団体の組織の変更又は規則第22条で定められた農用地利用規定の軽微な変更をしようとする場合はこの限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合(同項ただし

書きの規則第22条で定められた農用地利用規定の軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更をした農用地利用規程を市に届け出なければならない。

③ ②の届出は②の届出をしようとする団体の代表者が、届出書に特定農用地利用規程及び特定農業団体が法第24条第1項の規定するところにより農業経営を営む法人となったことを証する書面を添えてしなければならない。

④ 市は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定の変更の認定又は届け出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないと認めるとき又は施行令第13条に掲げる事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

⑤ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届け出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② 認定団体は①の勧奨をするに当たり、規則第25条の2の配慮をすることができる。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区

域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善団体に対する指導・援助

① 市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るために必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促すものとする。

② 市は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、市農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努めるものとする。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業支援サービス事業体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、その組合員に係る農用地の利用関係又は農業経営の改善を図るため、農作業の委託

のあっせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施の促進に努めるとともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努めるものとする。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 多様な担い手の育成と農業従事の態様の改善

市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、「第6次松山市総合計画」の目標達成に向けて、意欲と能力のある者が幅広く、円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、農作業事故防止のための農作業安全研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムの整備、労災保険への特別加入を積極的に推進する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

愛媛県、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等と連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくったりすることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援
愛媛県、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等と連携・協力し、研修や営農指導などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域の行事への積極的な参加を促すとともに、集落における話合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

③ 経営力の向上に向けた支援

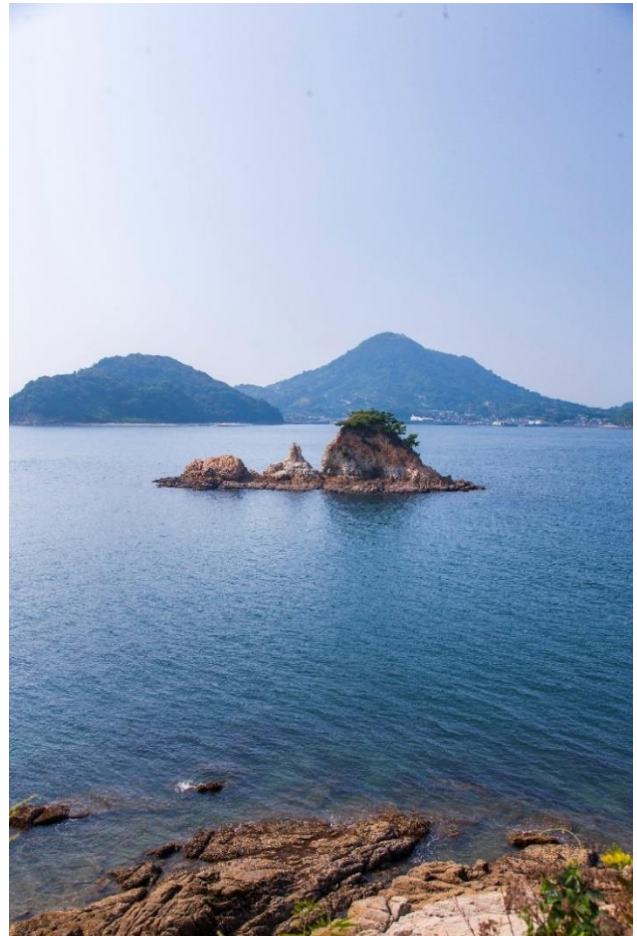
松山市青年農業者連絡協議会への加入を促し、先進地視察研修や消費者との交流の機会を確保する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域で進められる農地集積の取組に留意しつつ、この構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へ導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(4) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、就農後の営農指導、農地の確保等については、愛媛県、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。



「風光明媚な瀬戸内海」

ターナー島、松山市

CC BY 4.0 (<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>)

第5 その他

この構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この構想は、令和3年10月29日から施行する。



MATSUYAMA OPEN DATA

本書で使用する画像は松山市オープンデータサイトで公開されています
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/opendata/top.html>